令和元年10月15日

滋賀県知事　　三日月大造　様

滋賀県女性の参画による防災力向上検討懇話会

座長　　相川　康子

**滋賀県における女性の参画による防災力向上のための中間提言**

私たち「滋賀県女性の参画による防災力向上検討懇話会」は、これまで3回の全体会と2回の事業化検討会議（ワーキンググループ）を開いて、女性の参画によって地域の防災力を向上させる可能性や方策を検討してきました。全体像については、さらに議論を重ね、年度末の提言でご報告する予定ですが、とくに滋賀県において事業化が急がれるものについて、今回、「中間提言」というかたちで提出します。

私たちの問題意識は、「防災」は老若男女すべての人に関わるテーマであり、とくに地域の防災力を高めるには、面識社会の構築等、日常的な取組が不可欠であるにもかかわらず、「防災＝男性の仕事」「災害への備え＝特別なこと」という風潮が強く、女性が防災の計画や事業に関わる機会が少な過ぎる点にあります。また、災害対応そのものも、少子・高齢社会の到来やそれに伴う地域コミュニティの変化、さらに近年の災害多発化・激化を踏まえ、不断の見直しが欠かせません。滋賀県においては、これまで関係者のご努力により一定の防災力が構築されていますが、地域特性を踏まえて柔軟に対応することや、学んだことを実践できる機会を増やすことなど、蓄積を活かすアプローチが求められています。

そのためには「女性の視点」で現状を点検し、必要な対策を練り、女性を含む多様な県民の参加・参画を促して、防災の裾野を広げていかなければなりません。まずは、女性たち自身が、災害対応の主体であるとの自覚を持つ必要があります。啓発講座等を通じて「守られる側」から「守る側」へとステップアップできる人材を増やし、さらに、彼女たちが実際に防災の現場で活躍するための環境を整える（障壁をなくす）ことが求められます。

防災の計画づくりや実践活動に、女性を含む多くの知恵や工夫が入ることで、防災に対する意識が変わり、滋賀県の政策目標である「自助、共助による地域防災力の向上」がいっそう促進されるでしょう。さらに防災活動を通じて、日常生活を見直したり、近隣コミュニティ活動が活発になったりする等、県民同士の新たなつながりが生まれることも期待できます。

検討会では「発災当日だけでなく事前・事後の対応も大切なこと」「誰も取り残さない（インクルーシィブな）防災のありかた」「役員など一部の人だけでなく、多くの住民や事業者などが協力して災害に強いコミュニティを目指す方策」などについて今後も議論していきますが、強調したいのは、防災分野における女性の参画拡大を進める施策は、“国や県の政策上の義務”ではなく、滋賀県民にとっての安全・安心や地域力全般の向上につながる可能性を持つ施策である、ということです。

来年度から展開を期待しつつ、下記に掲げるところを目指し、必要な施策に取り組むよう提案します。

記

（目指すところ）

Ⅰ　女性たちも地域防災の主体になっている。

Ⅱ　地域の特性を踏まえた、災害に強いコミュニティが形成されている。

Ⅲ　災害時に誰も取り残さない取り組みが進んでいる。

Ⅳ　多様な主体が地域防災の担い手になっている。

Ⅰ　女性たちも地域防災の主体になっている。

（１）防災に関わる女性リーダーの育成を支援するとともに、女性が防災活動に取り組みやすい環境を整える。

（２）防災会議等における女性の参画比率を向上させる方策を検討する。

（３）男女共同参画の視点で防災活動に取り組む人たちに対する認証制度や、女性参画に積極的に取り組む団体に対する助成事業について研究・検討する。

（４）男性の意識改革につながるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災講座を実施する。

（説明）

これまで防災対策は男性中心で進められてきましたが、東日本大震災や熊本地震、その後の各地の豪雨災害の被災地では、避難所や仮設住宅において女性・高齢者・障害者・子ども等への対応が不十分であり、女性をはじめ多様な視点が欠けていたことが指摘されています。

多くの女性には地域防災の主体となる十分な能力があることから、女性が災害現場で活躍するとともに、防災に関わる様々な防災組織や会議の意思決定においても女性たちの意見が反映される社会を目指します。

Ⅱ　地域の特性を踏まえた、災害に強いコミュニティが形成されている。

（１）ＳＮＳを活用した、生活防災に関する情報共有の環境（プラットフォーム）を作る。

（２）地区防災計画を策定しようとする地区に防災アドバイザーを派遣する等、地域住民、学校、介護・福祉関係施設、各種事業所、行政等が一体となった地区防災計画の策定を支援する。

（３）防災運動会や防災キャンプ等、地域行事へ防災を取り入れた優良事例の普及啓発に取り組む。

（説明）

地域における災害対応は、次に掲げるものを踏まえたものであることが求められます。

①地域の特性

・どのような自然環境にあるのか（例　天井川がある、干拓地である）

・過去にどのような自然災害（地震、水害、土砂災害等）が発生したのか　等

②地域コミュニティの実情（人口減少、少子化・高齢化、家族構成の変化、自治会等地縁団体の加入率等）や今後の予測、昼夜間人口比等の特性

地域住民がこれらの情報を知った上で、地域の特性に応じた防災体制を構築できる、災害に強い地域コミュニティの形成を目指します。また、地区防災計画の策定を契機として、平時の暮らしや地域活動の延長として防災活動が進むように働きかけ、防災の裾野を広げます。

Ⅲ　災害時に誰も取り残さない取り組みが進んでいる。

（１）避難行動要支援者のための個別計画を進めるため、関係機関・団体と協力し、モデル事業に取り組む。

（２）介護、福祉関係事業所等の復旧体制の整備を支援する。

（３）要配慮者（注）、行政、団体によるネットワークを構築する。

（４）地域コミュニティとの関わりが薄い人たちや、通勤・通学者、買い物客、観光客等、災害時に見落とされがちな方への対応方策を講じる。

（注）「要配慮者」とは、次に掲げる人を指します。

①施設等に居住している人（入院患者、福祉施設入居者等）

②日常生活で福祉サービス等を利用している人（障害福祉サービス利用者、介護保険利用者等）

③福祉サービス等を利用していないが、配慮が必要な人（障害者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人）

（説明）

大規模災害発生時には、障害者、難病患者、高齢者、妊産婦、子ども、外国人等、平時から配慮を要する人に加えて、負傷者やひとり親世帯等、急激な環境の変化に伴い、新たに支援を必要とされる方がおられます。

また、避難した後も、被災時に負った怪我が悪化したり、普段受けている医療的・介護的ケアが受けられなくなったり、制約の多い避難生活等で体調を崩す等の事例が後を絶たず、最悪の場合は「災害関連死」を招いてしまいます。

災害発生時においても被災者一人ひとりの尊厳が守られるとともに、厳しい避難生活に起因する災害関連死が生じない社会を目指します。

Ⅳ　多様な主体が地域防災の担い手になっている。

（１）女性たちが参加しやすい防災学習や訓練の手法について調査・研究を行い、好事例を広める。

（２）体験・体感型防災学習を推進するほか、学校に加えて育児サークルや子ども食堂、放課後児童クラブ等、様々な場や機会を捉えて、子どもの頃から防災教育を推進する。

（３）ＳＮＳを活用した、生活防災に関する情報共有の環境（プラットフォーム）を作る。

（４）県内事業所において防災に関する啓発や実践を推進する。

（説明）

地域防災力を向上するには、自治会役員等、一部の人だけでなく、多くの地域住民の取組が必要です。

そのためには、学習の場と併せて実践の場を設け、学んだことをすぐに実践して理解を深めたり、子育て世帯の女性が防災訓練に参加しやすくなる取組を講じる等、地域の一人ひとりが防災について考え、取り組みことができるようにする必要があります。

また、居住地から離れた県内の事業所で働く県民に対しても事業所における防災教育の機会を提供することで、居住地、勤務地を問わず災害発生時に適切に対応できるようになると考えられます。

また、子どもの頃からの防災教育は重要です。防災教育は基本的に学校で行われますが、育児サークル、子ども食堂、放課後児童クラブ等、学校以外の場所でも防災教育について学べる環境を作ることが重要です。その際には教師をはじめ教える側に過度の負担がかからないツールまたは手法を開発する必要があります。

このように、多様な主体が地域防災の担い手になれる社会を目指して施策を講じる必要があります。

留意すべき事項

　災害対策基本法第４条第１項により、都道府県の責務は、市町村が処理する防災関係事務・業務の補助および総合調整であると定められていることから、県が取り組むべき施策は、市町の取組をより高める専門的なものや広域にわたるものとし、施策を講じる際には、市町や関係機関・団体と協力して行うよう留意すること。